

(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

2025年1月22日
株式会社シーテック

当社は、愛知県環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書」(以下、「配慮書」という。)を2025年1月21日付で愛知県知事、田原市長、豊橋市長へ送付いたしました。

配慮書とは、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、結果をまとめたものです。

つきましては、2025年1月22日(水)から2025年2月21日(金)まで配慮書を縦覧いたします。また、配慮書について環境の保全の見地からの意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 事業を実施しようとする区域

愛知県田原市・豊橋市沖

2. 配慮書、要約書及びあらましの縦覧

(1) 期間

2025年1月22日(水)から2025年2月21日(金)まで

(2) 時間

開庁(開館)時間内

(3) 場所

田原市役所	8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
田原市役所渥美支所	8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
田原市役所赤羽根市民センター	8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
豊橋市役所環境保全課	8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
五並生涯学習センター	9時00分～21時00分(月曜を除く)
高豊生涯学習センター	9時00分～21時00分(月曜を除く)

3. 配慮書及び要約書の電子公表

(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書

目次

- 第1章 配慮書対象事業を実施しようとする者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 配慮書対象事業の目的及び内容
- 第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 第4章 計画段階配慮事項の調査等の結果
- 第5章 総合的な評価
- 第6章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書 要約書

※推奨ブラウザは以下の通りです。

Chrome、Edge、Safari、Firefox の最新メジャーリリースバージョン
推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でもお客様の web ブラウザの設定によっては、
ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合がございます。

4. 意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見のある方は、意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出に必要な事項

- ① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所
法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ② 意見書の提出の対象である配慮書の名称 [意見書様式を使用する場合は記載済み]
(仮称) 愛知県沖浮体式洋上風力実証事業 計画段階環境配慮書
- ③ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
意見は日本語により、意見の理由を含めて記載願います。

(2) 提出期限

2025年2月21日(金)

(3) 提出方法

- ① 意見書箱に投函する方法
意見書を縦覧箇所に備え付けの意見書箱に投函願います。なお、意見箱は、縦覧期間中のみの設置とさせていただきます。
- ② 郵送する方法
意見書を下記提出先まで郵送願います。ただし、2025年2月21日(金)の消印まで有効とさせていただきます。

(4) 郵送する場合の提出先

〒467-8520 愛知県名古屋市長区瑞穂区洲雲町4丁目45番地
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 洋上風力開発部 環境影響評価 宛

(5) 意見書様式

[意見書 PDF](#)

[意見書 Word](#)

ダウンロードしてお使いください。

(注)意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

5. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 洋上風力開発部
電話 052-888-7035 (土曜、日曜、祝日を除く、9時から17時まで)

以上